第2次伊那市総合計画後期基本計画

(原案)

第1章

地域の未来を協創する 協働のまちづくり

(原案)

第1章(基本目標) 地域の未来を協創する協働のまちづくり

第1節(主要施策) 地域活力の創造

第1項(施策分野) 協働・市民参画

【前期基本計画での主な取組】





- ○アンケート調査やパブリックコメントの実施、各種審議会委員の公募等により、 市民の市政参画機会の充実を図り、まちづくりへの住民意見の反映に努めました。
- ○広報誌、ホームページ、広報番組や新聞等のマスメディア、安心安全メールやS NSを活用して、行政情報の周知、共有を図りました。
- ○地区懇談会やおでかけ講座などを通じて、分りやすい情報提供に努めるとともに、 積極的な行政情報の発信を行いました。
- ○「伊那市協働のまちづくり交付金」制度により、地域の課題解決に向け市民や団体が主体となって行う公益的な活動に対し、財政的な支援を行いました。

【施策分野における現状と課題】

- ○複雑化・多様化する地域課題への対応や活力ある地域社会の実現に向けて、市民、 団体、事業者、行政などの地域社会の担い手が、それぞれの強みを発揮し、弱み を補い合いながら、一体となって社会を支える取組を進めることが求められてい ます。
- ○まちづくりの担い手となる人材の発掘と育成に向けて、多様な年代の市民が市政 に参画する機会を更に充実していく必要があります。
- ○市民からの意見や要望をまちづくりへ反映するため、引き続き広聴活動を充実していく必要があります。
- ○あらゆる情報媒体を活用し、市民が必要な時に必要な情報を入手しやすい環境を 充実させていく必要があります。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 協働のまちづくりの推進

- ○市民、団体、事業者などの多様な主体と連携したまちづくりを推進するため、 積極的な行政情報の提供・公表を通じて地域課題を共有し、自治意識の醸成を 図るとともに、地域課題の解決に取り組みます。
- ○協働を実践する各主体が、お互いの活動に関する情報交換を図り、地域課題に ついて対話する機会を創出するなど、協働事業のコーディネートに取り組みま

す。

○行政評価制度等を通じて行政が行うべき事業と市民や民間などが主体的に行 う事業の見直しを行い、市民や地域の活動を支援しながら協働のまちづくりを 推進します。

2 市民参画の充実と人材の育成

- ○審議会委員の公募やパブリックコメントの実施など、様々な場面で市民が市政 へ参画する機会の充実を図り、市政への意見の反映に努めます。
- ○協働意識の啓発に向けた協働事例に関する情報提供、研修・学習機会の創出、 地域活動への支援などを通じてまちづくりの担い手の発掘と育成を図ります。

3 行政情報の提供と共有化の促進

- ○見やすさや使いやすさを重視し、多様な情報媒体に対応した形で行政情報を発信することで、誰もが気軽に情報を得られるようにするほか、個人に合わせた 通知型の情報提供に取り組みます。
- ○市の保有情報のオープンデータ化を推進し、行政の透明性及び活用機会向上を 図るとともに、公共的な課題解決に向けたデータ活用等の取組を市民参加型で 行います。

【各主体に期待される役割分担の例】

〇市民・地域

- ▶ 身の回りの問題は、まず個人や家庭が解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決する。
- ▶ 自治活動やボランティア活動に対する理解を深め、まちづくりに積極的に 参画する。

○事業者等

- ▶ 専門的な知見や情報、人材、施設等の資源を提供する。
- ▶ 積極的な社会貢献に努め、様々な形でまちづくりに参加する。

〇行政

- ▶ 多様な主体と連携し、効果的な公共サービスを提供する。
- ▶ 市民に開かれた行政を目指し、積極的にまちづくりに関する情報を公開する。
- ▶ 市民が主体となるまちづくりの推進に向けて積極的な支援や援助を行う。

まちづくり指標	現状値		目標値		備考
よりつくり相係	数值	年度	数値	年度	(数值根拠)
審議会等における公募委 員の応募倍率(合計)	0. 50 倍	R2~R4 (2020 ~ 2022) 平均	0.80 倍	R8~ R10 (2026 ~ 2028) 平均	応募数/公募 数(直近3年 間平均)

第1章(基本目標) 地域の未来を協創する協働のまちづくり

第1節(主要施策) 地域活力の創造

第2項(施策分野) 地域自治・コミュニティ

【前期基本計画での主な取組】





- ○地域自治の推進や市民の意見を行政に反映させるため、全市域9つの地域自治区 にある地域協議会において、地域の課題解決等に向けた取組を行いました。
- ○自治会への加入に向けた「自治会加入促進パンフレット」と「地域の教科書」の 作成及び配布を行いました。
- ○コミュニティ施設の整備及び自治組織への各種支援を行いました。
- ○有利な地方債制度などを活用して、地域の個性を生かした産業や文化の振興を図るとともに、地域振興活動への支援を行いました。
- ○地域活動の活性化に向けた支援を行う中で、地域の担い手の掘り起こしや人材育 成に努めました。
- ○自治会と行政の連携強化を図るため、事業・会計年度を見直し、令和2年度より 全地区で4月から3月までを1年とする年度の切替えを行いました。

【施策分野における現状と課題】

- ○防災、環境保全、福祉など、多様化する地域課題の解決に向け、地域協議会や地域自治組織(以下「地域協議会等」という。)の活動の充実を図る必要があります。
- ○価値観や生活様式の多様化などにより、地域内のつながりが希薄化し、地域活動 や地域の文化・伝統の継承などに支障が生じています。
- ○魅力ある地域づくりを進めていくためには、居住する地域に関心を持ち、地域の 良さを再確認することが重要であるとともに、市民や地域自らの知恵と工夫によ る活発な活動を促進していく必要があります。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 地域自治組織との連携

- ○市民とともに運営する市政を構築し、地域協議会等の活発な取組を通じて集約 された意見などを尊重した施策に取り組みます。
- ○市職員の地区担当制度等の活用により、地域の課題解決に向けた自治会の主体 的な取組を積極的に支援します。
- ○地域活動の継続的な実施や地域の文化・伝統の継承を図るため、地域とともに

自治会への加入促進策に積極的に取り組みます。

2 魅力ある地域づくりの推進

- ○自然、文化、歴史、産業など、地域特有の資源の掘り起こしや地域振興に関する活動を積極的に支援することにより、地域の活性化を図ります。
- ○講演会や研修会の開催、社会教育活動やキャリア教育の推進、地域おこし協力 隊や集落支援員の配置などを通じ、地域の担い手やリーダーを育成するととも に、住民自らが行う地域の活性化に向けた活動への支援を行い、地域力の向上 を図ります。
- ○地域振興事業を推進するため、過疎対策事業債など有利な制度の充実について、 国や関係機関へ継続的に働きかけるともに、制度を活用して、地域の実情に合った地域活性化策に取り組みます。

まちづくり指標	現状値		目標値		備考
よりフトリ担保	数値	年度	数値	年度	(数值根拠)
自治会への加入率	73. 73%	2022 (R4)	75%	2028	

第1章(基本目標) 地域の未来を協創する協働のまちづくり

第1節(主要施策) 地域活力の創造

第3項(施策分野) 人権尊重社会

【前期基本計画での主な取組】













- ○差別をしない心や差別を許さない心を育むため、保育園、学校での人権同和教育 を推進しました。
- ○人権尊重意識の向上を図るため、企業や地域で社会人権同和教育を推進しました。
- ○人権侵害について、関係機関で連携して対応する体制を構築しました。
- ○これまでの事象に加え、新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷等の人権 問題への取組を行いました。

【施策分野における現状と課題】

- ○女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、犯罪被害者などに対する様々な差別が 今も存在しています。
- ○部落差別問題については、インターネット上の差別書き込みなども発生しており、 引き続き部落差別の解消に向けて啓発活動を進め、関心と理解を深めていくこと が必要です。
- ○インターネットやSNSの普及により、インターネット上のいじめや人権侵害が 問題となっています。
- ○多様性を認め、誰もが自分らしく生きられる社会にするため、性的少数者に対す る理解を深める必要があります。
- ○人権問題の把握や問題解決について、関係機関が連携し、的確に対応することが 必要です。
- ○新型コロナウィルス感染症や疾病等についての知識や理解不足から、日常生活や 学校、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で、差別やプライバシー侵害な どの人権問題が発生しています。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 人権意識の醸成と人権を守る取組

- ○年齢に応じた学校人権教育、社会人権教育、企業人権教育などの人権同和教育 を推進し、互いに尊厳を認め人権を尊重する心を育成します。
- ○人権侵害があったときに安心して相談できる窓口の周知と、関係機関と連携し

た支援に取り組みます。

第1章(基本目標) 地域の未来を協創する協働のまちづくり

第1節(主要施策) 地域活力の創造

第4項(施策分野) 男女共同参画社会

【前期基本計画での主な取組】













- ○固定的な性別による役割分担意識の解消に向け、講演会や啓発活動を行いました。
- ○施策や方針決定過程への女性参画を拡大するため、区の組織や審議会などにおける女性登用の促進に努めました。
- ○女性に対する暴力根絶についての啓発や、女性相談支援体制の整備、充実を図りました。
- ○ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向け、「イクボス・温か (あったか) ボス宣言」を推進しました。

【施策分野における現状と課題】

- ○固定的な性別による役割分担意識や慣習、しきたりが、依然として家庭や地域に 残っており、こうしたことを背景とした生き方の制約が、若者の地域離れの一因 となっているという指摘があります。
- ○政治の場、審議会、団体等の女性割合は低い数値を示しており、多様な視点で施 策を検討するためにも、継続して女性の参画を促進していく必要があります。
- ○DV(ドメスティック・バイオレンス)、性暴力、虐待等あらゆる暴力の根絶への 取組が必要です。
- ○男女共同参画社会の実現には、**多様な個人の力を認め合い、社会を変える力として生かすことが重要です**。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 男女共同参画社会の土台づくり

- ○あらゆる世代における固定的性別役割分担意識の払拭と意識改革に向け、広報・啓発活動を行うとともに、各種講座の開催など、学習の場を提供します。
- ○幼少期から、性別に関わらず、個性と能力を発揮して、自らの生き方を確立する意識が育つよう、様々な場面で教育を推進します。
- ○暴力は、性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではない という意識の啓発や、正しい知識を習得するための学習機会の確保により、あ らゆる暴力の根絶を目指します。

○DV (ドメスティック・バイオレンス) 被害者等が安心して相談できる窓口の 周知と、関係機関と連携した支援に取り組みます。

2 女性活躍の推進

- ○各分野における施策・方針決定過程への女性参画を拡大するため、各種審議会 や地域の役員などへの女性の登用について、継続的な促進に努めます。
- ○男女ともに活躍できるワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場環境づくりについて、企業への働きかけを行います。

まちづくり指標	現状値		目標値		備考
よりつくり相保	数値	年度	数値	年度	(数值根拠)
審議会等委員などにおけ	97 50/	2022	2.00/	2020	
る女性委員の割合	27. 5%	(R4)	30%	2028	

第1章(基本目標) 地域の未来を協創する協働のまちづくり 第2節(主要施策) 市民の視点に立った行財政運営 第1項(施策分野) 行政運営

【前期基本計画での主な取組】







- ○簡素で効率的な組織づくりを進めるとともに、適性な定員管理に取り組みました。
- ○行政内部の横断的連携を強化することにより、円滑な事務事業の推進を図るとと もに、各種計画に基づき、行政運営に取り組みました。
- ○職員研修の実施や新規採用職員相談員の配置、人事評価や昇格候補者試験などの 人事への反映により、職員の意識や資質向上、組織の活性化を図りました。
- ○事業の実施結果を検証する行政評価については、評価の客観性や透明性を高める とともに、限られた経営資源の有効活用を図るため、市民の視点から評価を行う 外部評価を実施しました。
- ○証明書発行業務など市民課窓口業務の一部、上下水道事業窓口業務、水道施設保 全管理業務を民間事業者へ委託することにより、行政コストの削減及び窓口業務 サービスの向上を図りました。
- ○個人情報保護に配慮した適正な情報公開制度の運用を行うとともに、より積極的 な情報公開に努めました。
- ○公共工事等の入札方法として、手続きの透明性、公平性、競争性、経済性を最も 確保することができる一般競争入札を推進しました。

【施策分野における現状と課題】

- ○真に必要な市民サービスを提供し、複雑で多様化する行政課題に柔軟かつ迅速に 対応できる組織体制の整備や、職員一人ひとりの意識改革と能力の向上が求めら れています。
- ○人口減少や少子化の進行に伴い採用職員数の減少が見込まれるため、より一層の 業務の効率化や迅速化に取り組むことが求められています。
- ○市民と行政双方に、全ての公共サービスは行政が直接行わなければならないという意識が強く存在していますが、最小の資源(人材、施設、財源など)で最大の効果を生み出すため、従来の行政と民間の役割分担を見直していく必要があります。
- ○行政に対する要望が多様化しているため、常に行政情報の公開を行いながら、 様々な方法で市民の意見を聴き、それを施策に生かすシステムを構築する必要が あります。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 質の高い行政組織の構築

- ○行政課題に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制を整備するとともに、行政内部 の横断的な連携の強化を図ります。
- ○職員の能力開発に向けた研修の実施や職場内で人を育てる風土を醸成し、職員 一人ひとりの意識改革や資質向上を図ります。

2 市民の視点に立った行政サービスの提供

- ○事務事業の有効性、妥当性について継続的に見直しを行い、既に目的を達成したものや市民ニーズに沿わないものは、廃止、縮小、統合を推進し、緊急度や優先度の高いものから実施することにより、業務の効率化や迅速化を図ります。
- ○行政事務におけるDX (デジタルトランスフォーメーション) の推進により、 事務事業の効率化や円滑化を図るとともに、各種手続きにおける利便性向上に 取り組みます。

3 民間活力導入の推進

○行政サービスの向上と効率的で効果的な施設運営を図るため、市民との協働や 業務委託、指定管理者制度の活用など、民間活力の導入を推進します。

4 意見を生かす仕組みづくり(情報の提供と聴取)

- ○情報ニーズの多様化に対応するため、あらゆる媒体を活用して行政情報の公開 に努め、市民の市政への参画を促すとともに、市民福祉の向上のため、常に市 民要望の把握に努めます。
- ○各種データの庁内活用を図るとともに、市の保有情報のオープンデータ化を推進し、民間活力の活用と官民連携による創意工夫を生かした多様な公共サービスの提供を目指します。

まちづくり指標	現状値		目標値		備考
よりつくり相保	数值	年度	数値	年度	(数值根拠)
正規職員数	581 人	2022 (R4)	588 人	2024	R5 年度中に R10 目標を定め る
市政に対する市民の総合満足度	81. 3%	2022 (R4)	83%	2028	市民アンケー ト調査(満 足、やや満 足、普通の占 める割合)
行政改革大綱の自己評価	65. 7%	2021 (R3)	80%	2028	R4 数値は R5.5 確定のため、 現状値は R3 数 値

第1章(基本目標) 地域の未来を協創する協働のまちづくり 第2節(主要施策) 市民の視点に立った行財政運営 第2項(施策分野) 財政基盤

【前期基本計画での主な取組】







- ○健全化判断比率など財政指標の公表や公会計制度への取組などにより、財政の透明性を高め、公営企業を含めた市政全般について、自主性や自立性の高い健全な運営に努めました。
- ○ふるさと納税や財政健全化プログラムによる収入の確保と支出の削減に取り組み、地方債残高の縮減や基金の積み増しを行った結果、実質公債費比率や将来負担比率が着実に改善しました。
- ○市税の課税客体の正確な把握と受益者負担の適正化に努める一方、徴収対策を強 化して税や料金などの未収金の縮減に努めました。
- ○不要となった財産の売却、ネーミングライツをはじめとする新たな広告収入の確保など、自主財源の確保に努めました。
- ○事業の実施に当たっては、国や県などの補助制度を積極的に活用して財源を確保するとともに、地方債の借入れは、合併特例債や過疎債などの有利な制度を活用し、健全財政の確保に努めました。
- ○指定管理者制度の活用により、公の施設の管理運営経費の削減に努めるとともに、 総合評価や審議会審議等に基づく適正な制度運用に取り組みました。
- ○公共施設を経営的な視点でとらえ、管理運営していくため、施設ごとの計画を策定し、それらを踏まえて伊那市公共施設等総合管理計画を改定し、公共施設の適正管理に努めました。

【施策分野における現状と課題】

- ○財政状況を表す健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、本 市の財政は健全な状態ですが、実質公債費比率については、県内他市の平均(加 重平均)と比較して高く、改善が求められます。
- ○合併特例債の借入可能額は、残り少なくなっています。加えて有利な地方債も活用に年限がある中で、市民生活に必要なハード整備は今後も続きます。
- ○新産業技術を先駆的に取り入れながら、地方の特徴を生かした自立的で持続的な 社会を創生する「地方創生」に積極的に取り組んでいますが、国の財政状況は厳 しいものとなっており、今後、地方交付税の削減など、地方への負担転嫁が予想 され、大きな不安材料となっています。

- ○用途を廃止した土地などの普通財産のうち、未利用財産については、早期に処分 又は活用を進める必要があります。
- ○全庁横断的な徴収体制の確立により、未収金は順調に縮減されています。今後も 市民の税や料金負担の公平性を維持し、自主財源を確保するため引き続き適正な 債権管理に努める必要があります。
- ○公共施設等の維持更新経費の増大が見込まれる中、計画的かつ効率的な長寿命化 の対応、施設の統廃合、延床面積の縮減、これらに必要な財源の確保などが課題 となっています。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 健全な財政基盤の確立

- ○事業の「選択と集中」により、優先順位を明確にするとともに、あらゆる角度 から収入の確保と支出の削減に努めます。
- ○国県などの補助制度を積極的に活用するとともに、地方債の借入れの抑制により財政規律を維持しつつ、必要に応じて有利な地方債を活用することで、健全 財政の確保を図ります。
- ○財政指標の公表などにより、財政運営の透明性を確保しつつ、財政の健全な状態の維持に努めます。

2 自主財源の確保

- ○国等からの財源に左右されない足腰の強い財政基盤の確立を目指し、積極的な 自主財源の確保に努めます。
- ○活用されていない財産について、用途変更や売却の検討を積極的に行い、財源 の確保と維持管理経費の削減を図ります。
- ○ふるさと納税制度を活用し、本市の目指すまちづくりへの支援を募るとともに、 貴重な財源として、ふるさと寄附金の有効活用に努めます。
- ○市税の課税客体の正確な把握と受益者負担の適正化に努める一方、徴収対策を 強化して税や料金などの未収金を縮減して自主財源の確保に努めます。
- ○市税や料金等の負担の公正を守り、自主財源を確保するため、全庁横断的な徴収業務のマネジメントを通じて、未収金の新規発生の抑制と発生後の早期対応に努めます。

3 公共施設等の適正管理

- ○公共施設等の安全性、利便性、快適性等、市民サービスの水準を維持するため に、公共施設の集約化、複合化等による更新又は、適切な維持管理や計画的な 改修による長寿命化を図ります。
- ○中長期的な財政見込みを踏まえ、各施設の維持管理や更新、統廃合に関する計

画の見直しを随時行います。

 まちづくり指標	現状値		目標値		備考
よりフトリ相保	数值	年度	数値	年度	(数值根拠)
		2021			現状値(=R4
実質公債費比率	6.9%	(R3)	6.8%	2028	数値)は R5.7
		(No)			頃算出
		2021			現状値(=R4
将来負担比率	(*4. l+ . k .) \		(*4.1+4-1-1-1	2028	数値)は R5.7
	(数値なし)	(R3)	(数値なし)		頃算出
	00 06%	2022	00 000/	2028	市税及び各種
1貝作的	98. 86%	(R4)	99. 08%	2028	使用料等

第2章

自然と調和した

環境にやさしいまちづくり

(原案)

第2章(基本目標) 自然と調和した環境にやさしいまちづくり 第1節(主要施策) 豊かな自然との共生 第1項(施策分野) 自然

【前期基本計画での主な取組】





- ○市民と連携した河川一斉清掃や市内河川における水質検査の実施など、水環境の 保全に取り組みました。また、河川への油流出事故などに対応しました。
- ○「伊那市 50 年の森林(もり) ビジョン」に基づき、自然環境の保全や森林の管理 などの取組を推進するとともに、友好都市における啓発事業として、移動教室事 業や都内の高校生による奉仕合宿事業の受入れを行いました。
- ○保育園におけるシンボルツリーを通じた木育や「がるがるっこ」を育む保育、また、小学生を対象にした子どもエコツアーの開催や学校給食食農体験事業「暮らしのなかの食」など、地球環境問題や省エネ、自然に親しむ取組を通じて、幼少期からの環境教育を推進しました。
- ○自然環境を保全するため、衛生自治会を中心にアレチウリの市全域の一斉駆除を 行うとともに、オオキンケイギク、ビロードモウズイカ等の外来生物(植物)駆 除活動を行いました。
- ○生態系の維持に向け、新山トンボの楽園や横山ザゼンソウの保護活動への支援、 ライチョウサポーターのフォローアップ研修、外来動植物の駆除活動の実施及び 支援などを行いました。
- ○関係機関と連携し、南アルプスの特徴ある地形・地質や自然景観を核としたジオパークの取組や、南アルプスの生態系や生物多様性を核としたユネスコエコパークの取組を推進しました。また、山岳環境の保全のため、携帯トイレの普及を推進しました。

【施策分野における現状と課題】

- ○水環境を保全するため、河川の水質改善や水辺の環境維持、地下水の過剰な採取 の防止など、人為的な被害を防止するため、環境保全を啓発する対応が求められ ています。
- ○山林や河川等への不法投棄が後を絶たず、地権者の適正な管理や監視等の強化が 必要です。
- ○自然環境の保全に向け、里山を含む森林に対する市民の理解と意識の醸成が求め られています。
- ○子どもに対する環境教育プログラムは定着してきましたが、保育園や学校で学ん

だことが、更に家庭や地域への広がりにつながるような環境教育を、継続的に実施していく必要があります。

- ○外来生物の生育域拡大により、在来種への影響が懸念されているため、繁茂している外来生物への対応のあり方を検討し、駆除していく必要があります。
- ○南アルプスの保護と活用にあたり、ユネスコエコパークとジオパークの取組を継続していく必要があります。今後は、行政の取組だけでなく、地域団体の連携により、持続的に保護や活用する仕組みづくりが求められています。
- ○登山者の携帯トイレ携行率及び利用率を向上させる仕組みづくりが求められて います。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 水環境の保全

○森林整備による治山・治水や水源のかん養、河川清掃の実施により、市内河川 の水質改善等を進めます。また、天竜川水系水質保全連絡協議会など、関係団 体と連携し、事故等に対応します。

2 自然環境の保全

- ○生物多様性を意識し、自然環境の保全や森林生態系の健全性と活力の向上に努めます。
- ○ごみの不法投棄やポイ捨ての禁止など、自然環境の保全に向けた啓発活動を推 進します。
- ○各地区衛生自治会と協力し、啓発及び巡回を行うと共に、地権者による土地の 適正管理を呼びかけ、市報等により啓発を行っていきます。また、警察とも連 携し、不法投棄撲滅に取り組みます。

3 環境教育の推進

○ごみの分別、自然保護、省エネ、温暖化防止など、環境に対する意識の向上と 正しい情報の共有を図りながら、環境にやさしい習慣や行動が定着するよう、 市民に対する環境教育を推進していきます。

4 生態系の維持

○希少な動植物を保護するとともに、生息・生育できる環境を守り、動物と人間 が共存できる生態系の維持に努めます。また、在来種を保護するため、外来生 物の生息域を把握するとともに駆除を進めます。

5 南アルプスの保全・活用

○ユネスコエコパークに関係する 3 県 10 市町村で連携し、広域的に南アルプス

- の保全・活用に取り組みます。また、日本ジオパークの取組として、南アルプスの特徴ある地形、地質や自然景観が貴重な資源であることを認識し、保全に対する意識の醸成に向け、普及、啓発活動に努めます。
- ○登山者に対し携帯トイレの携行及び利用を持続的に広報するとともに、携帯トイレが使用できる環境整備に取り組みます。

まちづくり指標	現状値		目標	値	備考
よりつくり相係	数值	年度	数値	年度	(数值根拠)
環境基準類型(三峰川)	A	2022 (R4)	A (計画期間中 A を維持)	2028	長野県水質測定計画

第2章(基本目標) 自然と調和した環境にやさしいまちづくり 第1節(主要施策) 豊かな自然との共生 第2項(施策分野) 景観形成

【前期基本計画での主な取組】





- ○伊那市景観計画及び景観条例により、良好な景観を保全するため景観行政を推進 しました。また、伊那市独自の屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の適正な掲 出と維持管理に向けた規制及び誘導を図りました。さらに、新たな景観形成住民 協定締結の働きかけを行いました。
- ○景観整備事業補助金などにより、景観形成に係る住民協定地区内の活動を支援しました。
- ○市内各地域の身近な景観についての認識を深め、各地域共有の景観育成の方向を 探ることを目的としたイベント「ふるさと景観ウォッチング」を実施しました。
- ○産学官による連携組織「三風の会」の活動を支援し、伊那谷の原風景の継承に係る取組を行いました。また、三風の会のマニュアルに基づき、公共施設等の誘導看板を整備しました。
- ○地域住民や地域団体、企業、学校等が道路の里親となり、清掃・美化活動を行う「伊那市うるおいの郷づくりふれあい事業(伊那市アダプトシステム)」及び「信州ふるさとの道ふれあい事業(長野県アダプトシステム)」等の取組により、良好な景観づくりに努めました。
- ○「日本一の桜の里づくり計画」に基づき、地域の桜の保護育成の主体となる地域 桜守の育成や、桜の管理指導、市内公共施設の桜の管理を伊那市振興公社と連携 して行いました。
- ○信州伊那アルプス街道推進協議会の活動を通して、日本風景街道の運動を進める市民、団体等が、魅力あるルートの創造や道路空間づくり等にあたり、情報の共有、意見交換、地域間交流等を推進しました。
- ○高遠町地域の「日本で最も美しい村」連合への加盟により、自信と誇りを持って 心豊かに暮らせる活力ある地域づくりを推進しました。
- ○城下町としてのまちなみを形成するための高遠町(国道 361 号)における無電柱 化事業が完了しました。

【施策分野における現状と課題】

○本市の良好な景観は、かけがえのない市民共通の財産であり、先人から受け継い だ本市らしいふるさとの景観を守り育て、将来に引き継いでいく取組を充実する 必要があります。

- ○本市独自の屋外広告物の表示、設置のルールを定めた「伊那市屋外広告物条例」 を制定したことから、屋外広告物の適正な規制管理が必要となります。
- ○国道 153 号伊駒アルプスロード沿線における、周辺の良好な環境・景観の形成や 保持のため、地域の特性に応じた対策を講じる必要があります。
- ○美しく映えるアルプスの山々を眺望できる上伊那共通の景観を保全するため、上 伊那圏内の各地域が連携を図り、きめ細かな景観形成への配慮と共通の財産であ る眺望景観を守る基準やテーマを共有していく必要があります。
- ○アダプトシステム協定団体が固定化しているため、新たな地域の加入を促進して いく必要があります。
- ○「日本一の桜の里づくり計画」を推進するため、計画理念の浸透を図り、地域桜 守の活動をPRしていくことや、後進の育成に努めていく必要があります。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 景観計画に基づく施策の推進

- ○ふるさとの景観を守り育てるため、啓発活動や景観教育を推進し、景観形成基準等の周知に努めます。また、景観に大きな影響を与える屋外広告物等の規制・ 誘導を図るため、本市の特性を踏まえ、独自の表示ルールを定めた屋外広告物 条例により、良好な景観形成に取り組みます。
- ○沿道の景観形成を推進するとともに、災害時の緊急輸送路を確保するために、 新たな無電柱化整備に向けた検討を行います。

2 景観形成活動への支援

- ○伊那市景観形成連絡会と信州伊那アルプス街道推進協議会を統合し「伊那市景観協議会」を設立するとともに、同協議会や三風の会など景観関連団体と連携し、良好な景観の形成に向けた、市民・事業者・行政の協働による取組を積極的に推進します。また、住民協定の活動を支援するとともに、国道 153 号伊駒アルプスロード沿道において、適正な土地利用誘導に取り組みます。
- ○アダプトシステムの活動を支援するとともに、広報活動を通じて協定団体の拡 大を図ります。

3 日本一の桜の里づくりの推進

○「日本一の桜の里づくり計画」に基づき、市民による桜の管理体制づくりを推進するなど、市の花である「さくら」によるまちづくりを進めます。

4 自然景観の保全

○景観形成活動団体と連携し、二つのアルプスや清流、段丘緑地など、本市の特

色ある景観を守る取組を推進します。

○「日本で最も美しい村」連合に加盟する高遠町地域をはじめ、伊那ならではの 美しい日本の原風景の保全に取り組みます。

まちづくり指標	現状値		目標値		備考
よりづくり拍倧	数値	年度	数値	年度	(数值根拠)
屋外広告物条例に基づく	35 件	2022	245 件	2028	累計件数
指導及び助言等の件数	30 +	(R4)	240 T +	2020	
伊那市うるおいの郷づく		2022			
りふれあい事業協定締結	18 件	(R4)	20 件	2028	
数		(114)			

第2章(基本目標) 自然と調和した環境にやさしいまちづくり 第2節(主要施策) 環境にやさしい循環型社会の実現 第1項(施策分野) 地域環境

【前期基本計画での主な取組】









- ○「伊那市環境基本計画」に基づき、自然環境の保全、ごみの減量化、温暖化防止、 環境教育等の事業を進めました。
- ○伊那市地球温暖化対策地域エコリーダー協議会において、温室効果ガス排出抑制 対策を検討し、実践しました。
- ○省エネルギーの普及促進に向け、省エネ・節電対策の啓発を行い、二酸化炭素排 出抑制量や省エネのメリットを広報するとともに、LED照明への交換を促進し ました。
- ○公害防止の取組として、野焼き、騒音、振動、悪臭などの苦情への対応、自動車 騒音常時監視による調査及び面的評価を行いました。
- ○太陽光発電事業と地域との共生及び自然環境等の保全を実現し、市民の生命と財産を保護することを目的に、「伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例」を制定し、太陽光発電設備の設置に対し、必要な規制等を行いました。

【施策分野における現状と課題】

- ○温室効果ガス排出量を削減するためには、市民・事業者・行政などが、身近な取 組を継続的に進めていくことが重要であるため、さらなる意識の醸成及び設備の 適正な設置に向け、啓発を図る必要があります。
- ○省エネへの取組は、環境面のみならず、経済面でも効果が大きいことから、省エネ行動を促すための意識を醸成する必要があります。
- ○省エネの具体的な取組について、継続的に啓発を行っていますが、日常的な取組 の浸透度合いを把握することが難しい状況にあります。また、市民が省エネ効果 や成果を実感できる方法を取り入れていく必要があります。
- ○公害については、生活様式の変化や地域の繋がりの希薄化などにより、苦情の種類や状況も多様化しています。中でも野焼きについての苦情が多く、農業等必要な野焼きにおいても、苦情になりえるため、一層の啓発が必要となります。
- ○廃棄物の発生抑制「3R (スリーアール)」の取組は浸透してきていますが、循環型社会の構築に向け、更に取組を推進していく必要があります。
- ○太陽光発電設備の設置により、景観や自然環境等への影響や、災害の発生等が懸 念される場合があり、規制等が必要となります。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 環境基本計画の推進

- ○アルプスから里山にかけて広がる多様な森林、天竜川や三峰川を代表とする清 らかな河川や美しい里地など、先人から受け継いだ豊かな自然環境を次代に引 き継ぐための取り組みを推進します。
- ○再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの促進による温室効果ガスの排出 削減に取り組むとともに、設備の導入にあたっては、関係法令等に沿った適切 な対応を求めます。また、公害の発生防止や環境負荷の低減に努めることによ り、環境にやさしい循環型社会の構築を目指します。
- ○限りある資源を有効に活用するため、3Rの推進やごみの分別の徹底により、ご みの減量化や資源化等に努め、快適な住環境を保つ取組を推進します。
- ○環境教育の充実や住民参加型の環境施策の推進により、生活環境や地球環境などの問題解決に向けて、一人ひとりが行動していく社会の構築を目指します。
- ○太陽光発電設備設置計画に対しては、条例に沿った対応を求め、条例の目的が 達成されるよう取り組みます。

2 省エネルギー普及の促進

- ○家庭におけるエネルギー使用の6割を占める電気使用量の削減に向け、省エネ 家電・LED照明灯への買替えや、こまめな省エネ行動を促進します。
- ○自動車からの二酸化炭素の排出を削減するため、エコドライブ・公共交通機関 の利用を促進します。
- ○うちエコ診断(家庭)や省エネ診断(事業所)の推進により、無理のない省エネ・節電を進めていきます。

3 公害防止への取組

- ○継続的な騒音調査により、現状と変化を把握し、まちづくりや住みよい住環境 整備に努めます。
- ○空間放射線量、光化学オキシダント、PM2.5 については、県の調査結果や提供情報を注視しながら、必要な情報を適切に市民へ発信していきます。
- ○公害の発生抑制に向けた啓発を行うとともに、公害発生時には現場確認及び指導により、再発防止に努めます。

まちづくり指標	現状値		目標値		備考
よりつくり相係	数値	年度	数値	年度	(数值根拠)
公共施設の照明のLED	26 20/	2022	1.000/	2020	
化進捗率	36. 2%	(R4)	100%	2028	

第2章(基本目標) 自然と調和した環境にやさしいまちづくり 第2節(主要施策) 環境に優しい循環型社会の実現 第2項(施策分野) 低炭素社会

【前期基本計画での主な取組】









- ○2016 年度(平成 28 年度)に策定した「伊那市二酸化炭素排出抑制計画」の目標 値を上方修正(令和3年3月)し、再生可能エネルギーの普及や利用促進に取り 組みました。
- ○友好提携都市の東京都新宿区と 2008 年 (平成 20 年) 2 月に締結した「地球環境 保全のための連携に関する協定」の期間延長協定に基づき、引き続きカーボン・ オフセット事業に取り組みました。
- ○屋根置き型太陽光発電や水力発電など、伊那市にふさわしい再生可能エネルギー の普及に取り組みました。
- ○公共施設にペレットストーブ・ボイラーや薪ストーブ、太陽エネルギー利用設備 等を導入するとともに、市民・企業等に設備導入補助を行いました。
- ○2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言するとともに、その実現 に向けて具体的な行動を示した伊那市 2050 年カーボンニュートラル行動計画を 策定しました。

【施策分野における現状と課題】

- ○本市が持つ豊かな森林や水を利用するエネルギーの地産地消に向け、市民・企業・ 行政が連携し、再生可能エネルギーの積極的な創出と利活用に取り組み、エネル ギーを賢く使うまちづくりを進めていく必要があります。
- ○自然環境の保全と持続可能なまちづくりを進めるため、市民・企業・行政が連携 し、伊那市二酸化炭素排出抑制計画や伊那市 2050 年カーボンニュートラル行動 計画に沿って温室効果ガスの排出抑制に継続的に取り組む必要があります。
- ○木質バイオマスエネルギー設備の導入推進を図るとともに、燃料となる原木を安 定的に調達できるようにする必要があります。

【後期基本計画における施策と展開方針】

1 伊那から減らそうCO:!!

○市有施設における再生可能エネルギーの導入やエネルギー機器の高効率化を 推進します。

- ○家庭や事業所における照明のLED化、エネルギー機器の高効率化、木質バイオマスボイラー等の導入を促進します。
- ○政府の地球温暖化対策計画に基づき、2030年度における本市の温室効果ガス排出量を、2013年度(平成25年度)に比して49%削減します。
- ○「伊那市 50 年の森林(もり) ビジョン」に基づき、森林資源と水資源のエネルギー化に向けた取組を推進します。

2 再生可能エネルギー導入の促進

- ○「伊那市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に掲げた目標達成に向け、全 ての市有施設に再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、市民・企業へ再 生可能エネルギーの導入を促進します。
- ○地球温暖化防止に向けた再生可能エネルギーの活用について、広く市民に啓発することにより、市民の理解と関心を高めます。
- ○再生可能エネルギーを中心とする発電事業者及び民間企業等との連携について検討を行い、地域でのエネルギーの地産地消の実現を目指します。
- ○化石燃料に頼らず、自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることで、 二酸化炭素排出量を減らすとともに、そうした活動を経済成長の機会にするための変革への取り組みの検討を進めます。
- ○木質バイオマス設備の普及に向けて、ペレット等の木質バイオマス燃料が安定 的に供給できるよう、供給体制の充実を図ります。

ナナベノル地価	現状値		目標値		備考
まちづくり指標	数値	年度	数値	年度	(数值根拠)
市有施設における二酸化	11, 192	2021	7, 589	2028	R4 実績は R5.8
炭素排出量	t-C02	(R3)	t-C02	2020	頃に把握
ペレットボイラー等木質		2022			給食施設
バイオマス熱供給設備の	10 基	(R4)	16 基	2028	
設置数		(114)			